

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅書註B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピ ン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入 に必要な生産物及び役務の購入	274,000千円 H33.12.31まで	H28.6.17 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 フィリピン側 ホセ・レネ ・アルメンドラス外務大 臣	H28.7.4 265号
フィリピン	国民テレビ放送網番組ソフト整 備計画のための贈与に関する日 本国政府とフィリピン共和国政 府との間の交換公文	国民テレビ放送網番組ソフト整備計画を実施するため	38,200千円 H30.9.30まで	H28.6.17 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 フィリピン側 ホセ・レネ ・アルメンドラス外務大 臣	H28.7.4 266号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。